

# 市からの お知らせ

- 主催者
- 日時・期間
- 対象・定員
- 場所・会場
- 講師
- 費用(記載のないものは無料)
- 持ち物
- 申込方法 問い合わせ
- 保育 保育あり
- 手話 手話または要約筆記あり(下欄※参照)

## 申し込み記入例

- あて先は  
各記事の申込先へ
- 住所の記載がないものは  
〒181-8555  
三鷹市役所〇〇課へ
- 往復はがきの場合は  
返信用にも住所・氏名を  
記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号・メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)

## お知らせ

### モバイルバッテリーは「有害ごみ」でお出してください

燃やせないごみ、プラスチック類に混入して出されたモバイルバッテリーが、収集車両や処理施設の中で発火する事象が増えています。火災の原因となりますので、ご注意ください。モバイルバッテリーは「有害ごみ」として捨てるか、最寄りの電気店などに設置されている「リサイクルBOX」に入れてください。

☎ごみ対策課 ☎内線2534

### 災害対策基本法に基づく災害時に備えた名簿づくりにご協力ください

要件の①～⑤に該当する方は、市の住民情報に基づき自動的に名簿に登録しました。要件の⑥⑦に該当する方で、名簿への登録を希望する方は、市までお申し出ください。

#### ◆市が定める対象者の要件

- ① 75歳以上で一人暮らしの方、または75歳以上のみの世帯の方
- ② 介護保険の要介護1または2で、一人暮らしまたは同じ世帯の方が全員65歳以上の方
- ③ 介護保険の要介護3～5の方
- ④ 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤ ③または④と同じ世帯の方が全員75歳以上の方
- ⑥ 難病で避難に支援が必要な方
- ⑦ 75歳以上で日中独居の方など、避難に支援が必要と思われる方

#### ◆新たな登録対象者へ情報提供同意書を6月末に郵送します

同意される場合は、必要事項を記入し、期限までに返送してください。

#### ◆関係機関との名簿情報の共有

本人の同意が得られた場合は、平常時から関係機関と共有します。また、提供に同意しない場合でも、災害時には生命保護のため関係機関に提供する場合があります。

☎地域福祉課 ☎内線2662へ

### 市内の空間放射線量測定結果

市では、定点観測地点(6カ所)で、地上5cm・1m地点での空間放射線量を測定しています。6月1日に実施した測定では、一般的な目安(毎時0.24マイクロシーベルト)を超える場所はありませんでした。詳しい測定結果は、市ホームページまたは市公式ツイッターからご覧ください。

☎環境政策課 ☎内線2524

## 税金

### 家屋調査にご協力ください

令和4年度固定資産税・都市計画税の

課税のため、家屋の現況調査を行っています。3年1月2日以降に新築・増改築した家屋の所有者には、市から手紙を送りますので、内容を確認のうえ、資産税課へご連絡ください。

☎同課 ☎内線2364

## 国保・年金

### 介護保険負担限度額認定の更新手続き

認定証の有効期限は7月31日(土)です。現在、認定証をお持ちの方には、6月中旬に更新案内を発送します。7月9日(金)までに更新手続きをしてください。

☎住民税非課税世帯で、預貯金などの合計が一定額以下の方  
※令和3年度の制度改正により、利用者負担段階や対象要件が一部変更になっています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎必要書類を直接または郵送で「〒181-8555介護保険課(市役所1階11番窓口)へ  
☎同課 ☎内線2685

### 国民健康保険高齢受給者証を送付します

6月下旬に、昭和26年6月2日～7月1日生まれの国民健康保険加入者へ「高齢受給者証」を送付します。

☎保険課 ☎内線2383

### 勤務先を退職したときには国民年金の手続きを

国内に居住する20歳以上60歳未満の方が勤務先を退職し、厚生年金の加入者でなくなったときは、国民年金加入の手続きが必要です。また、扶養されていた配偶者(第3号被保険者)も手続きが必要です。

☎年金手帳、本人確認ができるもの、退職日の分かる証明書(離職票など)を市民課(市役所1階3番窓口)または市政窓口へ  
☎同課 ☎内線2394、武蔵野年金事務所 ☎56-1411

## 子育て・教育

### 児童手当の更新書類(現況届)を送付しました

6月は児童手当の更新時期です。受給要件の確認のため、5月31日時点の受給者に現況届を送付しました。必ず期限までに提出してください。

☎6月30日(水)(消印有効)までに現況届と必要書類を直接または郵送で「〒181-8555子育て支援課(市役所4階43番窓口)へ  
※令和2年中の所得を申告していない方は、申告後に現況届を提出してください。  
☎同課 ☎内線2752

### すべての妊婦さんを対象に「ゆりかご面接」を行っています

保健師などの専門職が妊娠中の気持ちや体の相談に応じたり、市の子育てサービスをご案内します。面接を受けた方には、こども商品券1万円分を差し上げます。

☎平日午前9時～午後4時(1人30分～1時間程度)

☎妊娠中の方  
☎総合保健センター  
☎母子健康手帳、子育てガイド  
☎健康推進課 ☎内線4227へ

### みたかファーストバースデー事業

お子さんの様子や育児に関するアンケートを郵送します。アンケートに答えていただいた方には子育て応援ギフト券(こども商品券(第1子:1万円、第2子:2万円、第3子以降:3万円))をお渡しします。

☎市内在住の令和3年4月1日以降に1歳の誕生日を迎えたお子さん

☎お子さんの誕生月の末日までにアンケート用紙を「〒181-0004新川6-37-1健康推進課」へ  
☎同課 ☎内線4226

### 子宮頸がん予防接種(HPVワクチン)に関する情報提供

ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みなどの副反応が接種後に特異的に見られたことから、現在、接種を積極的にはお勧めしていません。

ただし、定期予防接種自体が中止されたわけではありませんので、対象者であれば公費で接種が受けられます。希望者には書類を送付しますので、健康推進課へお問い合わせください。なお、接種に当たっては、事前にかかりつけ医と相談するなど、その有効性と副反応のリスクを十分に理解したうえで受けてください。

☎小学6年生～高校1年生(平成17年4月2日～22年4月1日生まれ)の女性(標準接種:中学1年生(13歳相当))  
☎同課 ☎内線4203へ

### すくすくひろばの催し(7月)

#### ◆年齢別あそびまじょ「作ってあそぼう」

☎1うさぎぐみ=8日(木)、2ぞうぐみ=15日(木)、いずれも午前10時15分～10時45分

☎市内在住の①平成31年4月2日～令和元年9月生まれのお子さんと保護者6組、②平成30年4月2日～31年4月1日生まれのお子さんと保護者6組

☎①6月24日(木)、②7月1日(木)午前10時から直接または電話で同ひろば ☎45-7710へ(先着制)

#### ◆オンライン あそびまじょ

☎14日(水)午後3時～3時30分

☎市内在住の0歳～年少のお子さんとお保護者6組

☎オンライン会議アプリ「Zoom」  
☎6月30日(水)午前10時から同ひろば ☎45-7710へ(先着制)

### あそびとおしゃべりの会(7月)

☎日所①牟礼コミュニティセンター=14・21日、②井の頭コミュニティセンター・井口コミュニティセンター=14・28日、③新川中原コミュニティセンター・大沢コミュニティセンター=21・28日、いずれも水曜日午前10時30分～正午

☎年少までのお子さんとお保護者  
☎①②当日会場へ、③7月7日(水)午前10時からすくすくひろば ☎45-7710へ  
☎同ひろば ☎45-7710

### 赤ちゃんがきた!2021夏

☎「思春期につながる0歳児期の育児」  
☎8月3日～24日の毎週火曜日午前10時～正午(全4回)

☎市内の令和3年3月2日～6月3日生まれの第1子と母親で、全回参加できる方7組  
☎西多世代交流センター

☎講ベビープログラム認定ファシリテーターの吉村昌代さん

☎☎7月5日(月)午前9時30分～16日(金)午後5時に同センター ☎31-6039・HP  
<https://www.kouza.mitakagenki-plaza.jp/>(元気創造プラザ講座申込システム)へ(申込多数の場合は抽選)

## 障がいのある方

### 高次脳機能障がい相談会

☎7月10日、9月11日、11月13日、令和4年1月15日、3月12日の土曜日午前9時30分～11時20分(1回50分)

☎福祉センター  
☎☎障がい者支援課 ☎内線2656へ

## 健康

### 12～3月生まれの方の特定健診・後期高齢者健診

受診票を6月下旬にお送りします。

☎特定健診=4月1日から継続して三鷹市国民健康保険に加入している40～75歳の方、後期高齢者健診=後期高齢者医療制度に加入している方  
☎健康推進課 ☎内線4212

### 令和2年度 三鷹市プレミアム付商品券事業報告書

☎生活経済課 ☎内線2542

昨年度に実施したプレミアム付商品券事業の報告書を作成しました。市ホームページまたは同課(第二庁舎2階)で閲覧できます。

※手話の表示がない事業でも市の主催事業では、希望により手話通訳者または要約筆記者を派遣します(開催日の1週間前までに事業の担当課へ要申込)。